

独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員報酬規程の改正について

当法人の役員報酬については、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき役員報酬規程を策定し、支給しているところである。

平成 22 年度人事院勧告により、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 53 号）が施行されたことから、当法人においてもこの改正に基づき平成 23 年度に向けての役員報酬規程の改正を行った。

1. 改正内容

役員に対しても「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、「期末手当」及び「勤勉手当」の支給率を人事院勧告により、国家公務員の指定職俸給表の適用を受ける職員と同じ割合等に改正を行い、支給したところである。

2. 施行期日

平成 23 年 3 月 31 日